

「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示案」に対して寄せられた御意見について

令和5年2月17日

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

標記につきましては、令和4年10月7日から同年11月5日までインターネットのホームページを通じて御意見を募集したところ、計231件の御意見をいただき、そのうち本件と関係のある御意見は211件でした。お寄せいただいた御意見と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

御意見については、適宜要約等の上、取りまとめておりますので御了承ください。

御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>・研修にかかる時間が大きな負担となっている。研修の負担軽減をしていただきたい。</p>	<p>ケアマネジャーが受講する研修は、ケアマネジャーの専門性を高め、資質を向上させていくために重要な役割を持つものです。</p> <p>今般の法定研修カリキュラムの見直しに当たっては、ケアマネジャーに求められる知識・技術のうち最低限必要なものの修得を図るための事項等を設定しています。</p>
2	<p>・現場にはいろいろなケースがあり、担当者が考えを絞り、地域と連携し、対応をしている。それほどグループワークに時間を割かなければならない理由が不明瞭。実践的な研修をお願いしたい。</p> <p>・グループワークでは新しい学びがなく、講師による座学の量の増加を望む。</p>	<p>研修の具体的な実施内容については、実施主体である都道府県が判断し、研修を行うこととなりますが、学習効果を高めるため、グループワークを交えた研修を行うことが考えられます。</p> <p>また、今般の見直しにおいては、法定研修修了後の継続研修（法定外研修、OJT等）で実践的な能力を養成することを前提に、継続研修への接続を意識した幅広い知識の獲得に重きを置いた講義中心の時間配分としております。</p>
3	<p>他の国家資格である介護福祉士や看護師等と異なり、なぜケアマネジャーだけが資格を更新しなければならないのか。</p>	<p>平成16年7月に社会保障審議会介護保険部会においてとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、ケアマネジャーの専門性の確立の観点から、「更新制を導入し、更新時の研修を義務づけるなどの見直しを検討する必要がある」とされたことを踏まえ、平成17年の介護保険法の改正により、定期的に知識及び技術の向上を図るための研修を義務付ける資格の更新制が導入されました。</p>
4	<p>コロナ禍にてオンラインでの研修が定着したので、遠方からの研修参加への負担が減った。今後もオンラインでの研修を望む。</p>	<p>厚生労働省ではオンライン研修の基盤を整備し、研修の実施主体である都道府県に対し、当該基盤の活用など研修のオンライン化の推進を要請してきたところです。オンラインでの研修の実態等を把握した上で、今後も研修のオンライン化を推進してまいります。</p>
5	<p>地域共生社会の実現に向けた科</p>	<p>地域共生社会に関する施策動向や取組、課</p>

	<p>目内容の充実に関しては、地域の市町村単位のケアマネジャー向けの研修で事が足りるのではないか。なぜ社会資源を絡めた県単位の研修が必要なのか。</p>	<p>題等については、全てのケアマネジャーがその知識を有する必要があると考えているため、法定研修に組み込むこととしたところ です。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害や精神疾患、パーソナリティ障害の方の対応に苦慮、困惑することが多いため、専門Ⅰや専門Ⅱで適切なケアマネジメントの手法に費やす時間を発達障害や精神疾患、パーソナリティ障害の理解と対応に関する科目に置き換えて法定研修に位置付けていただきたい。</li> <li>・障害認定をもった介護認定者を支援する事や、介護認定を持っていても介護保険が利用出来ない為に障害サービスを利用するために障害認定を取得する手続きを行い支援するケースが増えている。</li> </ul> <p>ケアマネの研修では障害領域の講義演習はないので、研修で障害制度について学ぶ機会を与えないといけないのではないか。</p>	<p>今般の見直しにおいては、障害者施策を含めた他法他制度の動向やその活用についての科目を充実しております。</p> <p>また、法定研修だけでは学びきれない内容については、法定外研修やOJT等により専門性の向上を図ることが重要であると考えております。</p> <p>なお、ケアマネジャーが参加することも可能な精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ都道府県による研修等について、周知を図っているところです。</p>
7	<p>介護支援専門員は相談業務が主な業務であるが、医療や制度に関する内容が多く、利用者のアセスメントからニーズ把握、望む生活を実現するために本人家族が意欲的に自立に向かって取り組むための面接ができていない。ケアマネが相談業務であることを踏まえて、研修カリキュラムを作成していただきたい。</p>	<p>今般の見直しにおいては、法定研修修了後の継続研修（法定外研修、OJT等）でより実践的な能力を養成することを前提に、継続研修への接続を意識した幅広い知識の獲得に重きを置いた講義中心の時間配分としつつ、引き続き演習等において相談援助技術に関する内容を盛り込んでおり、ご指摘の内容も含めてバランスをとった内容としております。</p>
8	<p>高齢者の意思決定のプロセスや適切なケアマネジメント手法の評価にとっても役立つため、実践的な</p>	<p>今般の法定研修カリキュラムの見直しに当たっては、時間数を変えないことを前提とし、ケアマネジャーに求められる知識・技術</p>

	ケアマネジメント技法の習得として、記録方法の F-SOAIP を科目に盛り込んで頂きたい。	のうち最低限必要なものの修得を図るための事項等を設定しています。
9	「多制度とのマッチング」「傾聴スキル」のように特化した認定資格を設けたほうが、利用者や家族が事業所を選ぶ際の目安になりやすい。何が優れているケアマネなのかを示す資格になるよう体系を見直すべき。	法定研修は、全てのケアマネジャーについて、利用者本位、自立支援、公正中立等の理念を徹底し、専門職としての専門性の向上を図ることにより、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現に資することを目的としており、そのカリキュラムの内容は、ケアマネジャーに求められる知識・技術のうち最低限必要なものの修得を図るための事項等を設定しています。
10	居宅（施設）サービス計画書が作成できるようになるための基本的なケアマネジメントの基本プロセスの講義・演習の時間数が減っている。疾患や状態像の時間数が増えることにより、基本プロセスの時間数が減ることには反対。	御指摘のケアマネジメントの基本プロセスに関する内容については、実務研修における「ケアマネジメントの展開」のうち「生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント」や「脳血管疾患のある方のケアマネジメント」など、新たに「適切なケアマネジメント手法」に関する内容が盛り込まれた科目においても繰り返し学習することとしています。
11	実務研修で、適切なケアマネジメント手法を学ぶ意味はあるが、専門や主任研修で学ぶと疾患中心のケアマネジメントに偏る恐れがある。疾患に特化した研修より、倫理や意思決定支援、権利擁護、診療報酬改定・介護保険法改正、8050 問題、ヤングケアラー等のなどの最新の情報（知識）や、給付管理、介護保険の各種手続等の実践的な内容を学ぶことが重要ではないか。	今般の見直しにおいては、根拠のある支援の組立の基盤となる視点として、全ての研修課程において「適切なケアマネジメント手法」を学ぶ科目を追加しています。 また、今般の見直しにおいては、ご指摘のような関連施策の知識習得やそれらを活用した事例演習、権利擁護、意思決定支援や職業倫理についての科目の充実も行っております。
12	介護支援専門員はほとんどが相談業務なので、心理学的な知識や技術が必要となる。研修カリキュ	相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術に係る科目については見直し後のカリキュラムにも引き続き含まれています。

	ラムに心理学的な内容及び実践の訓練ができるような（ロールプレイなど）内容を盛り込むことを検討していただきたい。	また、今回の見直しでは、権利擁護、意思決定支援や職業倫理についての科目の充実も行っております。
13	デジタルケアマネジメントなどITについての講座などもきたるべき時代に即応できる内容として研修に盛り込むべきであると考え	ICTの利活用に関する内容についても研修に盛り込むこととしており、後日、ガイドライン等でお示しする予定です。
14	研修において、介護支援専門員の必置義務がある、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護保険施設のことを十分知らないケアマネが増えており、「疾患別ケア」中心の研修プログラムになることで、省かれるものが多いことを危惧している。地域密着型サービス、施設サービスを理解する講義等を1時間程度でよいので残していただきたい。	見直し後のカリキュラムにおいても、地域密着型サービスや施設サービスに関する内容は含まれております。
15	「適切なケアマネジメント」について、その定義から学ぶ必要があるのではないか。	今般の見直しにおいては、根拠のある支援の組立の基盤となる視点として、全ての研修課程において「適切なケアマネジメント手法」を学ぶ科目を追加しており、その目的や考え方等についても研修内容に含まれています。
16	公正中立を阻害している要因は、ケアマネ自身の問題だけではなく、ケアマネジャーをとりまく環境からの圧力が大きいことも背景にあるので、所属組織からのパワハラに対する対応についての研修をお願いしたい。	ケアマネジメントにおいて公正中立であることは重要であり、公正中立に関する内容は現行カリキュラムにおいても盛り込んでおります。なお、令和3年度介護報酬改定において、ハラスメント対策の強化を措置したところです。また、研修や対応マニュアルを作成・周知しているほか、予算事業により研修を含む対策の実施が可能となっております。
17	在宅看取り、施設看取り、地域で看取る理解なしに、エンドオブライフケア、ACPの理解は進まな	現行のカリキュラムに引き続き、見直し後のカリキュラムにおいても看取りに関する科目を設けております。

	いので、看取り科目を研修に盛り込んでいただきたい。	
18	主任介護支援専門員研修で学んだ対人援助技術（スーパービジョン）の視点が、主任介護支援専門員更新研修の演習において全く活かされておらず、主任介護支援専門員更新研修のカリキュラムの中に、スーパービジョンの科目を、是非取り入れていただきたい。	現行のカリキュラムに引き続き、見直し後のカリキュラムにおいてもスーパービジョンの視点を含めた実践の振り返りについて主任介護支援専門員更新研修の内容に盛り込むこととしており、後日、ガイドライン等でお示しする予定です。
19	困っている利用者・家族の気持ちを受け止めながら適切な接し方、適切なタイミングでの対応等が出来ていないケアマネジャーが多く、利用者からの不満も多い。質の向上のためにコミュニケーション能力、ケース調整力の向上に関する研修を行うべき。	現行の実務研修のカリキュラムにおいても、コミュニケーション能力やケース調整力の向上に資する内容は盛り込まれております。 また、今般の見直しにおいては、法定研修修了後の継続研修（法定外研修、OJT等）で実践的な能力を養成することを前提に、継続研修への接続を意識した幅広い知識の獲得に重きを置いた講義中心の時間配分としております。
20	居宅ケアマネと施設ケアマネでは運用が異なるが、現行研修は居宅ケアマネに寄りすぎているのではないか。居宅ケアマネと施設ケアマネを分けるべき。	法定研修は、ケアマネジャーの従事先（居宅や施設）にかかわらず、全てのケアマネジャーについて、利用者本位、自立支援、公正中立等の理念を徹底し、専門職としての専門性の向上を図ることにより、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現に資することを目的としており、そのカリキュラムの内容は、ケアマネジャーに求められる知識・技術のうち最低限必要なものの修得を図るための事項等を設定しています。
21	研修内容に現場の悩みや困り事、困難事例など各ケアマネジャーからの意見や相談を話せる時間があるとよい。	専門研修課程Ⅰ・Ⅱ、主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修において用いる事例については、各ケアマネジャーが担当した事例を持ち寄り、検討を深めることを想定しており、後日、ガイドライン等でお示しする予定です。

22	<p>「適切なケアマネジメント手法」について学ぶ必要のある科目が疑問がある。全体像の理解ができ適切なサービスや専門職につなげ連携ができることが大切なのであり、医療職になるわけではない。</p>	<p>今般の見直しに当たっては、根拠のある支援の組立の基盤となる視点として、全ての研修課程において「適切なケアマネジメント手法」を学ぶ科目を追加しております。</p> <p>本手法は、適切なサービス提供や多職種との連携にも資するものと考えております。</p>
23	<p>高齢者の権利擁護や意思決定支援には、介護支援専門員の業務範囲の明確化と、個々の考え方の違いについての理解が必要であり、そのためには倫理要綱に併せた具体的な業務の学習（善し悪しの判断ではなく困りごとの整理、最善の手段ではなく意向に添った手段の情報提供、早急な解決ではなく受容の状況に合わせた支援など）、学術的な人間理解（心理学等に基づく認識や行動のしくみなど）が必要と考える。</p>	<p>相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術に係る科目については見直し後のカリキュラムにも引き続き含まれています。</p> <p>また、今回の見直しでは、権利擁護、意思決定支援や職業倫理についての科目の充実も行っております。</p>
24	<p>自己決定を支援するためにはニーズを見極めることが重要であり、正しく相談に乗れる知識やスキルが必要と考える。そのためには相談援助技術（目的を持って相談に向かう意識、相手に併せて言葉や内容を選べるスキル、相手の困りごとや相談内容を整理する技術、相談内容を相手に戻し支援内容の合意を取る技術など専門職としてのスキル）や、自己覚知（自身の特性を知り使いこなせるスキル）などが必要と考える。</p>	<p>相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術に係る科目については見直し後のカリキュラムにも引き続き含まれています。</p>
25	<p>情報からニーズに結びつける過程の修得に個人差が大きいと考える。ケアマネジメントの展開手法の開発も、同時に必要と考える。</p>	<p>今般の見直しに当たっては、根拠のある支援の組立の基盤となる視点として、全ての研修課程において「適切なケアマネジメント手法」を学ぶ科目を追加しております。</p>

26	<p>地域共生社会の実現に向けては、多様性に関する学びや社会課題の解決に関する学習が必要と考え、概要は法定研修で行い、その後はOJTや外部・法定外研修でのフォローアップとする形の検討も必要ではないか。</p>	<p>今般の見直しでは、地域共生社会の実現に向け、介護保険制度以外の領域も含めて、制度・政策、社会資源等についての近年の動向を踏まえた見直しを行っております。</p> <p>また、法定研修修了後の継続研修（法定外研修、OJT等）で実践的な能力を養成することを前提に、継続研修への接続を意識した幅広い知識の獲得に重きを置いた講義中心の時間配分としております。</p>
27	<p>介護支援専門員のケアマネジメント力の根本となる運営基準が周知されていないと感じている。基準の遵守について都度確認すべきでないか。</p>	<p>居宅介護支援に係る運営基準については、これまでも研修の内容に盛り込んでいるところです。</p> <p>適正な運営がなされるよう、今後も引き続き運営基準の理解促進に努めてまいります。</p>
28	<p>「ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術」におけるプロセスのうち、「居宅サービス計画等の作成」「サービス担当者会議の意義及び進め方」「モニタリング及び評価」の時間数がそれぞれ減っている。これまでも、ミニワーク等に割くべき時間が無かったが、1時間さらに減ることにより、習得すべき技術が習得できない可能性がある。</p>	<p>御指摘のケアマネジメントの基本プロセスに関する内容については、実務研修における「ケアマネジメントの展開」のうち「生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント」や「脳血管疾患のある方のケアマネジメント」など、新たに「適切なケアマネジメント手法」に関する内容が盛り込まれた科目においても繰り返し学習することとしています。</p>
29	<p>「ケアマネジメントの展開（適切なケアマネジメント手法の類型）」について、レベル（段階）ごとに求める内容が違うなど、階段状のスキルアップを目指せる構成にすべき。各都道府県の裁量の余地を認め、地域の実情に合わせた研修企画が必要。</p>	<p>今般の見直しに当たっては、根拠のある支援の組立の基盤となる視点として、すべての研修課程において「適切なケアマネジメント手法」を学ぶ科目を追加しておりますが、各研修課程に応じた修得目標とすることを想定しており、後日、ガイドライン等でお示しする予定です。</p> <p>また、当該ガイドラインも参考に、各都道府県において、地域の実情に合わせた研修企画を行っていただきたいと考えております。</p>
30	<p>「ケアマネジメントの展開」（実務研修）、「ケアマネジメントの演</p>	<p>各科目の時間数は、カリキュラム全体の時間数は増やさないという前提のもと、各科目</p>



	<p>習」(更新研修)、「ケアマネジメン トにおける実践事例の研修及び発 表」(更新研修)に設定された時間 数が同一でないのは、理由がある のか。仮に総時間数が増えても、 同じ時間設定である方が、研修を 円滑に行える。</p>	<p>の内容や現行カリキュラムの時間数、科目間 の時間数のバランス等を踏まえて設定したも のです。</p>
31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新の度に必要とされる費用が 大きな負担となっている。更新研 修の廃止等負担軽減をしていただ きたい。</li> <li>・更新研修費について、地域差 があり研修代を高額に感じてい る。費用を抑えていただけない か。</li> </ul>	<p>ケアマネジャーが受講する研修は、ケアマ ネジャーの専門性を高め、資質を向上させて いくために重要な役割を持つものです。</p> <p>一方、研修の受講負担の軽減を図ることも 重要であると認識しており、厚生労働省で は、ケアマネジャーの方々が必要な研修をよ り円滑に受けられるよう、研修の実施主体で ある都道府県に対し、地域医療介護総合確保 基金を活用した受講者の費用負担の軽減や研 修のオンライン化の推進について要請してい ます。</p>